

令和6年第11回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和6年11月19日(火) 午前8時50分～9時20分
- 2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行			
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文			
委 員	2番	森 山 栄 治	3番	加 藤 浩 揮	
	4番	佐 藤 陽 介	5番	今 隆 俊	
	6番	石 澤 孝 知	7番	長 内 康 之	
	8番	木 村 功	9番	工 藤 勝 彦	
	10番	工 藤 元 伸	13番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (1人)

1番	種 市 美 夏
----	---------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・六郷地区	村 上 誠
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・黒石地区	高 木 一 弥
-------	---------
- 7 議事参与の制限委員 (1人) 9番 工 藤 勝 彦
- 8 付議案件

報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第42号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第43号	農用地利用集積計画の決定について
議案第44号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第45号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 9 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、4人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、11番佐藤孝文委員、13番佐藤国雄委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第20号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年10月受理分は、相続が11件、総面積82,931㎡、田が31筆55,319㎡、平畑が15筆25,286㎡、樹園地が2筆2,326㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第21号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号50番は、田中の田、外5筆合計18,566㎡を賃貸人の都合により、令和6年10月8日に合意解約したものです。

		5ページに移ります。 受付番号51番は、角田の田、外1筆合計279㎡を賃借人の都合により、令和6年10月4日に合意解約したものです。 受付番号52番は、大字浅瀬石字川原田の田、外1筆合計5,106㎡を賃借人の都合により、令和6年10月4日に合意解約したものです。 受付番号53番は、大字赤坂字野崎の樹園地、2,662㎡を賃借人の都合により、令和6年10月23日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号54番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、2,036㎡を賃借人の都合により、令和6年10月29日に合意解約したものです。 受付番号55番は、小屋敷西の田、外4筆合計9,503㎡を賃借人の都合により、令和6年10月29日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第42号につきましては、9番工藤勝彦委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (工藤勝彦委員退席) それでは、議案第42号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第42号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が3件、所有権移転が5件です。 8ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号16番は、大字大川原字木ノキ沢の田、外10筆合計12,780㎡を親から子への経営継承のため、15年間貸借するものです。 9ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号28番は、松原の田、外2筆合計5,958㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 受付番号29番は、大字竹鼻字村元の樹園地、外14筆合計23,076㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。基盤法の貸借期間満

	了に伴い、双方が法定更新を希望したため、新たに貸借する農地を加えて、農地法第3条での申請となりました。 10ページに移ります。 受付番号30番は、大字黒石字浄光寺の田、外1筆合計4,928㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 11ページに移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号61番は、大字袋字富岡の田、146㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号62番は、大字花巻字村下の樹園地、64㎡を贈与により取得するものです。 受付番号63番は、大字浅瀬石字松田の田、5,776㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号64番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、2,036㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号65番は、大字赤坂字野崎の樹園地、2,662㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回申請があった農地について、去る11月11日、佐藤国雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号16番は、親から子への経営継承のための申請です。現況は田及び畑で、権利取得後は水稻の栽培が行われ、畑については、作付作物が決まるまで保全管理していくとのことです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号28番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号29番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号30番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号61番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後

		は果樹の栽培が行われます。 受付番号62番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号63番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は野菜の栽培が行われます。 受付番号64番・65番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった9件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第42号は原案のとおり決定いたします。 (工藤勝彦委員指定席に着く) 次の議案第43号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第43号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が5件です。 別紙13ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号56番は、農地中間管理事業による10年間の新規設定で、大字黒石字浄光寺の田、198㎡を10a当たり10,000円での設定です。 14ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号41番から45番は、経営規模拡大のための申請です。 受付番号41番は、大字上目内澤字下田表の田、79㎡です。 受付番号42番は、大字浅瀬石字広田の田、外1筆合計4,800㎡です。 受付番号43番は、田中の田、外5筆合計18,566㎡です。 15ページに移ります。

	受付番号44番は、大字牡丹平字福民出石田間の畑、外1筆合計1,511㎡です。 受付番号45番は、大字上十川字北原五番の田、外1筆合計6,008㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	制度の質問となりますが、基盤法で所有権を移転できるのは、いつまでですか。
山田主査	地域計画の公告後は、その時点で基盤法での所有権移転等は廃止されます。来年4月からは基盤法での貸借等は無くなり、農地法第3条と農地中間管理事業の2つの方法だけとなります。
長内康之委員	具体的には、来年度からですか。
山田主査	来年3月までに地域計画を策定し、公告する方向で農林課と連携して進めているところですが、早ければ2月になると思います。
長内康之委員	わかりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第43号は原案のとおり決定いたします。 (櫻庭太志推進委員指定席に着く) それでは、議案第44号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第44号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙17ページで説明します。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件で、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号2番は、大字浅瀬石字川原田の田、外1筆合計5,106㎡、期間は11ヶ月となっております。受付番号2番は新規農家による申請のため、

		後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号9番は、大字上十川字北原二番の田、5, 210㎡のうち3, 700㎡、期間は8年5ヶ月、賃借料は10a当たり10, 000円です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員		今回申請があった農地について、去る11月11日、佐藤国雄委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告いたします。 受付番号2番は、新規農家による申請のため聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、県外で金融業のコンサルタントとして活動しており、昨年、地元の黒石に帰郷した際、祖父のりんご園を手伝っていたところ、自らの手でりんごの栽培をしたいという思いが強くなり、申請に至ったということです。 申請地を取得後は、わい化のりんごを新植するとしております。現在は、市内の果樹園にて農業研修生として農業に従事しており、研修が終了した後に経営開始資金を活用しつつ就農していくとのことです。農業機械は、祖父が保有しているものを利用し、技術指導は祖父や研修先の農家から受けるとのことです。出荷先は農協を考えており、また、農協の組合員にも加入する予定ですが、収量が増えれば農協以外の出荷も検討しているとのことです。 将来は、祖父のりんご園を継承し、経営規模を拡大していきたいとのことで、既に祖父の仲介で浅瀬石地区の30aの樹園地を売買する話も進めており、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 今回の申請につきましては、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用においては影響ないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第44号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第45号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第45号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第

		2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 19ページをご覧ください。 受付番号1番は、農振農用地区域からの除外です。農地の所在は、大字上十川字北原三番、登記地目は田、現況は田であり、面積は2,630㎡です。 場所は21ページ、図面番号は1、黒石市役所より北東へ約2.8kmに位置しており、北側、東側は事業所敷地、西側は田、南側は河川となっています。 受付番号2番は、農振農用地区域からの除外です。農地の所在は、大字中川字篠村、登記地目は田、現況は田であり、面積は1,811㎡です。場所は22ページ、図面番号は2、黒石市役所より南へ約1.1kmに位置しており、北側は国道、西側、東側は宅地、南側は市道となっています。 受付番号3番は、農振農用地区域からの除外です。農地の所在は、相野、登記地目は田、現況は田であり、面積は4,658㎡です。場所は23ページ、図面番号は3、黒石病院より北へ約600mに位置しており、北側、南側は田、西側は宅地、東側は市道となっています。 受付番号4番は、農振農用地区域からの除外です。農地の所在は、大字浅瀬石字山辺、登記地目は畑、現況は畑であり、面積は3,969㎡です。場所は24ページ、図面番号は4、東北自動車道黒石インターチェンジより南西へ約1kmに位置しており、北側、南側は雑種地、西側は市道、東側は東北自動車道となっています。 受付番号1番から4番の申請地は、農地区分が第1種農地に該当しておりますが、申請地の位置から判断して転用見込みがあるため、農振農用地区域から除外することに問題はないと考えられます。 20ページに移ります。 受付番号5番は、農振農用地区域への編入です。農地の所在は、大字上十川字大野六番、登記地目は畑、現況は樹園地であり、面積は1,491㎡です。場所は25ページ、図面番号は5、黒石市市役所より東へ約1.9kmに位置しており、北側、南側は樹園地、西側、東側は田となっています。申請地はりんご園地として利用しており、果樹経営支援対策事業を活用し改植するということで、農振農用地区域に編入することに問題ないと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第45号は、原案のとおり決定いたします。

これで、本日の議案の審議は終了いたしました。
以上で、令和6年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。
黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月19日

議 長 永 互 康 行

議事録署名者 佐藤 国雄

議事録署名者 佐藤 孝文